

## 随意契約理由

令和4年(2022年)8月22日

契約担当課名	コロナ健康支援課
発注担当課名	コロナ健康支援課
契約名称	フレイル処方箋業務（北東部・北中部・北西部・中部・中東部・中西部・南部）
契約内容	フレイル処方箋業務の委託
契約締結日 及び契約期間	令和4年9月1日 令和4年9月1日から令和7年9月30日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	社会福祉法人 豊中ファミリー（北東部） プラスワンケアサポート株式会社（北中部） 社会福祉法人 豊中市社会福祉事業団（北西部） 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会（中部） 社会福祉法人 愛和会（中東部） 社会医療法人 北斗会（中西部） 社会福祉法人 淳風会（南部）
契約金額	1件あたり 2,500円（税込み）
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

本業務は、医療機関と保健所、地域包括支援センターが連携して、介護予防に取り組む高齢者を切れ目なく支援する地域体制の構築を目的とするものである。かかりつけ医療機関が発行したフレイル処方箋に対し、担当の地域包括支援センターが対象者の状態を確認したうえで生活課題に応じた支援を実施する業務であり、それぞれの地域を担当する地域包括支援センターでなければ本業務を履行することができないため。